

文教委員会資料

所管事務の調査（報告）

令和2年度 公益財団法人川崎市学校給食会「経営改善
及び連携・活用に関する取組評価」について

資料

「経営改善及び連携・活用に関する取組評価(令和2(2020)年度)」

- 参考資料1 令和2年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について
参考資料2 令和2年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議結果
について

(公益財団法人川崎市学校給食会)

令和3年8月23日

教育委員会事務局健康給食推進室

経営改善及び連携・活用に関する取組評価

(令和2(2020)年度)

法人名(団体名)	公益財団法人川崎市学校給食会	所管課	教育委員会事務局健康給食推進室
----------	----------------	-----	-----------------

1. 本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組

本市施策における法人の役割

本市では、中学校給食の目指す姿として「健康給食」を定め、平成29年12月より中学校全校で完全給食を開始し、小学校においても「健康給食」の実施に向け、学校給食を活用した小中9年間にわたる体系的・計画的な食育を推進することにより、さまざまな経験を通じて「食」に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけ、生涯健康な生活を送るための基礎を育むことを目指しています。

本法人は、市立学校の学校給食に係る物資の調達業務を行っていますが、物資の価格だけでなく、味・品質・安全性等を考慮して献立に適した物資を選定するとともに、公益性の視点を持って納入できる業者を選定し給食物資を共同購入することにより、安全・安心な給食物資を廉価で継続的・安定的に供給し、保護者や学校運営の負担軽減を図っています。また、給食に関わる研究協議会の開催等、市と連携して児童生徒の健全な食生活に関わる食育を推進し、豊かな市民生活に寄与する役割を担っています。

法人の取組と関連する計画	市総合計画と連携する計画等	基本政策	施策
		子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり	「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進
	分野別計画	かわさき教育プラン、第4期川崎市食育推進計画	

4か年計画の目標

・安全で安心な給食物資を廉価で継続的・安定的に学校に供給し、学校給食事業の運営が円滑適正に実施されるよう努めます。また、安全・安心な学校給食を児童生徒に提供するために、規格基準書に基づく厳密な品質の管理徹底、給食物資の各種衛生検査や給食物資の調査研究、物資加工工場の視察等を行うとともに、給食に関わる研究協議会や新製品展示会の開催、給食会だより等の発行による情報提供を行うことにより、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育を推進し、市民生活に寄与します。

2. 本市施策推進に向けた事業取組

取組No.	事業名	指標	単位	現状値 (平成29 (2017)年度)	目標値 (令和2(2020) 年度)	実績値 (令和2(2020) 年度)	達成度 (※1)	本市による評価 ・達成状況 (※2) ・費用対効果 (※3)	今後の取組の 方向性 (※4)
①	安全で安心な給食物資の継続的・安定的な供給	給食停止等の発生件数	件	0	0	0	a	B	I
		学校給食用物資納入業者登録数	社	28	31	28	b		
		事業別の行政サービスコスト	千円	52,266	52,817	55,356	2)		
②	給食物資に関する苦情件数の削減	物資に関する苦情への対応数	件	459	480	478	a	B	I
③	給食物資の規格衛生検査の実施	食中毒発生件数	件	0	0	0	a	A	I
④	成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育の推進	食育講座の参加人数	人	80	100	—	d	D	II

3. 経営健全化に向けた取組

取組No.	項目名	指標	単位	現状値 (平成29 (2017)年度)	目標値 (令和2(2020) 年度)	実績値 (令和2(2020) 年度)	達成度	本市による 評価 -達成状況	今後の取組の 方向性
①	給食費徴収業務の健全化	給食費の収納率	%	99.94	99.95	99.87	b	C	II

4. 業務・組織に関する取組

取組No.	項目名	指標	単位	現状値 (平成29 (2017)年度)	目標値 (令和2(2020) 年度)	実績値 (令和2(2020) 年度)	達成度	本市による 評価 -達成状況	今後の取組の 方向性
①	公益法人会計基準に則った会計処理	コンプライアンスに反する事案の発生件数	件	0	0	0	a	A	I
②	職員の資質向上に向けた取り組み	法人職員対象の研修会への参加、内部研修会の開催	回	15	20	17	b	C	II

(※1)【 a. 目標値以上、b. 現状値以上～目標値未満、c. 目標達成率60%以上～現状値未満、d. 目標達成率60%未満】

(行政サービスコストに対する達成度については、1. 実績値が目標値の100%未満、2. 実績値が目標値の100%以上～110%未満、3. 実績値が目標値の110%以上～120%未満、4. 実績値が120%以上)

(※2)【A. 目標を達成した、B. ほぼ目標を達成した、C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった、D. 現状を下回るものが多くあった、E. 現状を大幅に下回った】

(※3)【(1). 十分である、(2). 概ね十分である、(3). やや不十分である、(4). 不十分である】

(※4)【 I. 現状のまま取組を継続、II. 目標の見直し又は取組の改善を行い取組を継続、III. 状況の変化により取組を中止】

本市による総括

各取組の評価結果を踏まえ、本市が今後法人に期待すること、対策の強化を望む部分など

【令和元(2019)年度取組評価における総括コメントに対する法人の受止めと対応】

各取組においてほぼ目標値を達成していたとの評価を踏まえ、今後も安全で安心な給食物資を廉価で継続的・安定的に学校に供給し、学校給食事業の運営が円滑適正に実施できるよう努めました。学校給食費の徴収については、学校と連携を図りながら目標値の達成に努めました。

【令和2(2020)年度取組評価における総括コメント】

安全で安心な給食物資を継続的・安定的に学校に供給できていることは、学校給食事業の円滑適正な運営に大きく寄与しており、本市の求める役割を果たしていますが、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育の推進等には課題も見られます。今後も安全で安心な給食物資を廉価で継続的・安定的に学校に供給し、学校給食事業の運営を円滑適正に実施することを期待するとともに、食育講座については、令和3年度は「アンケートによる受講者の理解度」を補足指標に加え、指標の目標値と併せて達成状況を測り、事業内容の検証・調査研究につなげていきます。また、令和3年度からの学校給食費の公会計化により、令和3年度以降の学校給食費の徴収については、本市の事業となりますが、令和2年度までの学校給食費に係る未納金については、引き続き学校給食会が債権管理を行うこととなるため、令和3年度の指標を修正するとともに適切な未納金の回収に努め、法人の経営改善につながる取組を着実に進めていくことが必要と考えます。

法人名(団体名)	公益財団法人川崎市学校給食会	所管課	教育委員会事務局健康給食推進室
----------	----------------	-----	-----------------

2. 本市施策推進に向けた事業取組①(令和2(2020)年度)

事業名	安全で安心な給食物資の継続的・安定的な供給
計 画 (Plan)	
指標	給食停止等の発生件数、学校給食用物資納入業者登録数
現状	川崎市学校給食会は、安全で安心な給食物資の継続的・安定的な供給をすることにより、川崎市立学校の給食提供の一翼を担っています。給食用物資の安全面では、「学校給食用物資規格基準書」において、食材について詳細な安全基準を設け、毎月開催する物資選定委員会において、この基準に合格した食材を選定し安全性を確保した上で学校に提供しています。また、市立学校の統一献立における物資の共同購入を行うことにより、安全で安心な給食物資を廉価で安定的に供給しています。
行動計画	引き続き、物資選定委員会を開催することにより、安全で安心な給食物資の供給を目指します。併せて、「学校給食用物資規格基準書」についても、安全性を担保する効果的な基準書となるよう、随時見直しを行っていきます。また、市立学校の統一献立における物資の共同購入については、事業者への働きかけにより入札参加事業者の増加を図ることで、給食物資をより廉価で安定的に供給していきます。
具体的な取組内容	市立学校の統一献立における物資の共同購入を行うため、給食会で定めた「学校給食用物資規格基準書」により、物資の質と安全性を確保しながら給食物資の購入を行っていきます。物資選定委員会等で決定された物資は資料等を通して速やかに学校へ情報提供し、納品時に確認するよう周知を図っていきます。さらに、納品物資の抜き打ち検査を外部事業者への業務委託により実施し、納品される物資が物資選定委員会で業者が提出した見本通りとなっているか確認します。また、令和3年度は、「川崎市学校給食用物資納入指定業者登録」の切り替え年度ではありませんが、引き続き登録事業者募集を行い、新規登録事業者が増加するよう取り組んでいきます。

実施結果 (Do)

本市施策推進に向けた活動実績	<p>【指標1関連】 給食用物資については、「学校給食用物資規格基準書」において食材の詳細な安全基準を設け、その基準に則した物資を提供しました。また、毎月開催する物資選定委員会では、基準に合格した物資を学校給食用物資納入業者がサンプル提出し、選定委員会において該当月に使用する物資を選定し、学校に提供しました。</p> <p>【指標2関連】 市立学校の統一献立における物資の共同購入を行うため、公募期間外についても、随時事業者からの問合せ等を受け付けました。</p>
----------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

評価 (Check)

本市施策推進に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	給食停止等の発生件数	目標値	0	0	0	0	0	件
	説明 給食物資が原因となる給食提供停止等の発生件数	実績値		0	0	0	0	
2	学校給食用物資納入業者登録数	目標値	28	30	30	31	31	社
	説明 学校給食用物資の入札に参加するために、登録された業者の数	実績値		29	29	28		
指標1 に対する達成度		a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満					
指標2 に対する達成度		b	※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

令和2年度においては、給食物資が原因となる給食提供停止等を発生させることなく、安全で安心な給食物資を提供することができました。学校給食用物資納入業者については、公募期間外についても随時事業者からの問合せ等を受け付けましたが、登録申請には至りませんでした。また、令和元年度までは登録申請していたものの近年は入札参加実績がなかった事業者1社が、令和2・3年度においては登録申請を行わなかったため、登録業者数は1社減の28社となりました。

本市による評価	達成状況	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	B

行政サービスコスト		目標・実績	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト	目標値	52,266	52,817	52,817	52,817	52,817	千円
	説明 直接事業費ー直接自己収入	実績値		56,597	68,520	55,356		
行政サービスコストに対する達成度		2)	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上					

法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

実績値が目標値を上回った主な要因として、目標値設定時(平成29年度)までは川崎市健康安全研究所に依頼していた衛生検査について、平成30年度からは一般検査機関に検査を依頼したことで、新たな検査項目が追加できるようになったことや、中学校給食の実施により検査食品数が増加したことで、目標設定の際に想定した衛生検査費用を上回っている(目標値:2,629,000円→R2実績:4,652,230円)ことが挙げられますが、その他の事業経費については、極力無駄な支出を減らし、平成30年度及び令和元年度よりも経費を削減することができました。

本市による評価	費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコスト」に対する達成度等を踏まえ評価)	区分	区分選択の理由
		(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である	(2)

改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	I

法人名(団体名)	公益財団法人川崎市学校給食会	所管課	教育委員会事務局健康給食推進室
----------	----------------	-----	-----------------

本市施策推進に向けた事業取組②(令和2(2020)年度)	
事業名	給食物資に関する苦情件数の削減
計画(Plan)	
指標	物資に関する苦情への対応数
現状	学校や学校給食センターからの物資についての苦情は、異物が混入していたケースや髪の毛が入っていたケース、野菜や果物の状態が悪いもの等様々あります。状況を確認し、給食提供前に速やかに交換、代替品等に対応しています。指摘のあった物資の納品業者には、その発生原因の解明と改善策を提出させ、再発の防止に努めています。
行動計画	食材取扱い業者に対して、製造過程から学校納入までの安全性の確保に向け、納品業者への注意喚起や指導を行います。また指摘のあった物資の納品業者には、その発生原因の解明と改善策を提出させ、再発の防止に努めています。
具体的な取組内容	物資を検品する際、異物や髪の毛等が混入しているもの、傷があるもの等を発見した場合には、給食実施に支障が出ないよう速やかに納品業者に対し交換等の措置をとるよう指示し、その発生原因の解明と改善策を提出させます。また、給食提供に支障が出るような異物混入などのクレーム案件が出ないよう、業者等への指導により事前の防止に努めるとともに、案件発生を想定し、市担当者、学校等の関係者と、連絡、連携を密にします。仮に、同一案件を繰り返す事業者が出た場合は、給食会、健康給食推進室の職員が原因解明と再発防止のため、当該事業者のヒアリングや工場等の立ち入り検査を実施します。

実施結果(Do)	
本市施策推進に向けた活動実績	<p>【指標1関連】</p> <p>給食物資の製造過程から学校納入までの安全性の確保に向け、学校給食用物資納入業者を通してメーカーに、製造過程が原因で発生するクレームが繰り返されないよう、過去の事例を基に、再発防止のための事前の注意喚起や指導を行いました。また、指摘のあった物資の納入業者には、その発生原因の解明と改善策を提出させ、再発の防止に努めました。令和2年度は、給食会、健康給食推進室の職員が工場への立ち入り検査をした事例はありませんでした。なお、神奈川県学校給食会を通じて調達している物資で交換依頼があったものについては、県給食会と連携し当該業者への改善指導を行うよう要請しました。</p>

評価(Check)																					
本市施策推進に関する指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標・実績</th> <th>H29年度(現状値)</th> <th>H30年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物資に関する苦情への対応数</td> <td>目標値</td> <td>500</td> <td>490</td> <td>480</td> <td>470</td> <td rowspan="2">件</td> </tr> <tr> <td>1 説明 苦情があった際、物資を交換、代替品の納品等で対応をした実数</td> <td>実績値</td> <td>459</td> <td>495</td> <td>444</td> <td>478</td> </tr> </tbody> </table>	目標・実績	H29年度(現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位	物資に関する苦情への対応数	目標値	500	490	480	470	件	1 説明 苦情があった際、物資を交換、代替品の納品等で対応をした実数	実績値	459	495	444	478
目標・実績	H29年度(現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位															
物資に関する苦情への対応数	目標値	500	490	480	470	件															
1 説明 苦情があった際、物資を交換、代替品の納品等で対応をした実数	実績値	459	495	444	478																
指標1に対する達成度	<p>a. 実績値が目標値以上</p> <p>b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満</p> <p>c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満</p> <p>d. 実績値が目標値の60%未満</p> <p>※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載</p>																				
<p>法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)</p> <p>日々、全小学校(114校)、中学校自校調理校(4校)、各給食センター(3箇所)に合計約11万食分の給食物資を配送しており、年間で扱う物資の総数が非常に多いため、前年と比較すると34件の増加となってしまいましたが、給食物資の製造過程から学校納入までの安全性が確保されるよう、学校給食用物資納入業者を通してメーカーへの事前の注意喚起や指導を行ったことで、納入業者の給食物資に対する安全性の意識向上が一定程度図られ、物資に関する苦情を目標値内に抑えることができました。</p>																					

本市による評価	達成状況	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	B

改善(Action)					
実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	<table border="1"> <thead> <tr> <th>方向性区分</th> <th>方向性の具体的内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止</td> <td>I</td> </tr> </tbody> </table> <p>引き続き、納入業者への指導によりクレーム案件の事前防止に努めるとともに、案件発生を想定し、市担当者、学校等の関係者と、連絡、連携を密にしていきます。クレームを発生させた納入業者に対しては、提示された改善策の履行状況を確認するなどにより、再発防止のための指導を徹底していきます。</p>	方向性区分	方向性の具体的内容	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	I
方向性区分	方向性の具体的内容				
I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	I				

法人名(団体名)	公益財団法人川崎市学校給食会	所管課	教育委員会事務局健康給食推進室
----------	----------------	-----	-----------------

本市施策推進に向けた事業取組③(令和2(2020)年度)	
事業名	給食物資の規格衛生検査の実施
計画(Plan)	
指標	食中毒発生件数
現状	給食物資が起因の食中毒の事故を防止するため、食材の細菌検査、残留農薬検査等必要な衛生検査を、川崎市健康安全研究所に依頼しています。平成29年度は、検査食品数29品目を対象に、細菌検査等を266件実施し、給食物資の安全性の確保に努めました。
行動計画	引き続き、食材の細菌検査、残留農薬検査等必要な衛生検査を、検査機関に依頼することで、給食物資が起因となる食中毒の発生を未然に防いでいきます。
具体的な取組内容	食材の大腸菌群、腸管出血性大腸菌、サルモネラ属菌等の微生物検査、保存料や着色料等の理化学検査を検査機関に依頼、実施し、給食物資の安全性の確保に努めます。

実施結果(Do)	
本市施策推進に向けた活動実績	【指標1関連】 給食物資が起因の食中毒の事故を防止するため、検査食品数59品目を対象に、食材の大腸菌群、腸管出血性大腸菌、サルモネラ属菌、セレウス菌等の微生物検査、保存料や着色料、ヒスタミン等の理化学検査を検査機関に依頼、実施し、給食物資の安全性の確保に努めました。

評価(Check)								
本市施策推進に関する指標		目標・実績	H29年度(現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	食中毒発生件数	目標値		0	0	0	0	件
	説明 給食物資が起因の食中毒発生件数	実績値	0	0	0	0		
指標1に対する達成度		a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)								
令和2年度においては、食材の微生物検査、理化学検査等必要な衛生検査を実施し、給食物資が原因となる食中毒事故の発生を防止できました。								

	達成状況	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	A 給食物資における衛生検査の適切な実施により、給食物資が原因となる食中毒の事故の発生を防止できたため。

改善(Action)		
実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	I 引き続き、給食物資が起因の食中毒の事故を防止するため、食材の細菌検査、残留農薬検査等、必要な衛生検査を実施していきます。

法人名(団体名)	公益財団法人川崎市学校給食会	所管課	教育委員会事務局健康給食推進室
----------	----------------	-----	-----------------

本市施策推進に向けた事業取組④(令和2(2020)年度)	
事業名	成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育の推進
計画(Plan)	
指標	食育講座の参加人数
現状	川崎市小学校給食教育研究協議会の開催、学校給食献立連絡調整会議への参加、川崎市PTA連絡協議会が主催する食育推進コンテストの後援、給食会だよりの発行と学校への配布等の事業を通して、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育活動を推進しています。
行動計画	食育関連事業を継続して実施することで、市施策における食育の推進の一助となるよう努めます。また、各種団体と協力し開催する講座において、児童生徒の参加者数を増やす取り組みを進めます。
具体的な取組内容	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症防止対策のため、市立学校での外部講師を招いて実施予定だった「ぎょしょく教育出前講座」は開催できませんが、給食会職員による「給食に使用する県内産食材について」をテーマとした出前講座を、市と連携して実施できるように検討します。また、川崎市小学校給食教育研究協議会において、給食担当教諭や栄養教諭等を対象とした講演会等を開催します。さらに、学校給食献立連絡調整会議への参加、川崎市PTA連絡協議会が主催する食育推進コンテストの後援、給食会だよりの発行等を実施します。

実施結果(Do)	
本市施策推進に向けた活動実績	<p>【指標1関連】</p> <p>令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、例年行っていた学校給食用物資納入業者の協力による小学校対象のぎょしょく教育出前講座は実施できませんでした。その代替として、給食会職員による「給食に使用する県内産食材について」をテーマとした校内放送による出前講座を実施しました。今回は、当日のメニューに提供された三崎まぐろについての講座で、戸手小学校と宮前小学校で行いました。</p> <p>【その他】</p> <p>学校給食献立連絡調整会議への参加、川崎市PTA連絡協議会が主催する食育推進コンテストの後援、給食会だよりの発行と学校への配布等の事業を通して、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育活動を推進しました。</p> <p>※川崎市小学校給食教育研究協議会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止としました。</p>

評価(Check)								
本市施策推進に関する指標	目標・実績	H29年度(現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位	
1	食育講座の参加人数	目標値		90	90	100	100	人
	説明 出前食育講座等の参加人数	実績値	80	182	304	—		
指標1に対する達成度	d	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載						
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について) 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、例年行っていた学校給食用物資納入業者の協力による小学校対象のぎょしょく教育出前講座は実施できませんでした。 ※コロナ禍で、教室等で対面により話ができない状況下で、子供たちの食育につながる取組として、「国産農林水産物等販売促進緊急対策事業」を活用して三崎まぐろを提供する際に、給食会職員が市内小学校2校を訪問し、給食時間中の校内放送で、全校児童計1,512名に対し、当日提供した食材をテーマに、食育を実施しました。								

本市による評価	達成状況	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	D

改善(Action)		
実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	II	市立学校の児童生徒を対象とする食育講座については、令和3年度も「ぎょしょく教育出前講座」が実施できないことも想定し、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえながら、実施する内容等の検討を進める他、令和3年度は「アンケートによる受講者の理解度」を補足指標に加え、指標の目標値と併せて達成状況を測ることといたします。

法人名(団体名)	公益財団法人川崎市学校給食会	所管課	教育委員会事務局健康給食推進室
----------	----------------	-----	-----------------

3. 経営健全化に向けた取組①(令和2(2020)年度)

項目名	給食費徴収業務の健全化
計 画 (Plan)	
指標	給食費の収納率
現状	平成29年度の学校給食費収納率は99.9%であり、適切な徴収執行をしています。また、未納金については、法人理事や学校相談担当が給食費未納となっている学校を訪問し、学校と連携しながら回収を進めています。さらに、平成28年度から「公益財団法人川崎市学校給食会債権管理規程」に基づいた債権放棄を行っています。
行動計画	経営健全化や給食費負担の公平性の観点等から、引き続き給食費徴収を適切に執行し、収納率のさらなる向上を目指します。また、未納金回収、債権放棄についても、回収計画や規定等に基づいて、引き続き実施していきます。
具体的な取組内容	給食会作成の「給食会計事務の手引き」等を活用し、給食費送金方法と送金期限の徹底を学校に周知することに併せ、未納を起こさせない取り組みを学校等の関係者に助言することで、当該年度の未納を減少させるように努めます。特に、昨年度未納者や未納金額が多かった学校については、理事長、担当者が出向き、徴収方法や送金等について指導、助言していきます。また、過年度の未納金については、学校と連携を図りながら回収に努めていきます。所在不明等により、徴収が不可能となった債権については、最終的に規程に基づく債権放棄等により、適正な債権管理をしていきます。

実施結果 (Do)

経営健全化に向けた活動実績	<p>【指標1関連】</p> <p>給食費徴収については、適切な業務執行ができました。また、過年度未納金については、法人理事や学校相談担当が給食費未納となっている学校を訪問し、学校と連携しながら回収を進め、中学校給食が始まる前は年間約30億円、中学校給食実施後は年間約50億円となる給食費徴収額のうち、令和2年度においては過年度未納金のうち、合計6,295,355円を回収しました。できる限りの徴収努力を行う中で、所在不明などにより回収の見込みがない未納金、延べ82人合計2,312,240円については、最終的に「公益財団法人川崎市学校給食会債権放棄規程」に基づき、やむを得ず債権放棄を行いました。</p>
---------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

評価 (Check)

経営健全化に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
現 1	給食費の収納率	目標値	/	99.94	99.94	99.95	99.95	%
	説明 給食費収納予定額に対する実収納額の率 ※個別設定値: 94.94 (現状値の95%)	実績値	99.94	99.82	99.84	99.87	/	
新 1	給食費過年度未納金の収納率 (過年度分を含めた給食費の収納率)	目標値	/	/	/	/	33.00 (99.99)	%
	説明 給食費過年度未納金額に対する実収納額の率 (過年度分を含めた給食費の収納率)	実績値	15.33 (99.96)	25.84 (99.96)	37.77 (99.96)	39.72 (99.97)	/	

現指標1 に対する達成度	b	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載
-------------------------	----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

平成29年12月から市立中学校全校で完全給食を実施したことで、収納率の分母となる給食費の総額が、平成30年度以降に大幅に増額したことによる影響もあり、収納率は平成30年度、令和元年度に続き、令和2年度も目標値を下回る結果となりましたが、学校から当会への学校給食費の送金について、年度末に改めて学校への通知をすすめるなどの措置を行い、学校からの送金遅れが無いように対応したことで、令和2年度の給食費徴収額の収納率は平成30年度及び令和元年度に比べて収納率の改善を図ることができました。また、過年度未納金については、回収困難なものもある中、学校等と連携を図りながら適切に徴収業務を行ったことで、6,295,355円を回収し、過年度分を含めた給食費総額の収納率は令和3年3月31日現在で99.97%となりました。

<div style="background-color: #76a5af; color: white; padding: 10px; display: inline-block;"> 本市による評価 </div>	<div style="background-color: #76a5af; color: white; padding: 10px; display: inline-block;"> 達成状況 </div>	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	C 給食費の徴収は、公平性や安定的に物資を供給するという観点からも、限りなく100%に近い収納率を維持しなければならない中で、令和2年度においても目標を達成することはできませんでした。しかし、中学校完全給食の実施により、平成30年度以降の給食費徴収額が大幅に増加している中で、年度末の学校の送金遅れを減らす取組や学校と連携して過年度未納金を適切に回収したことにより、収納率の改善が図られたことは一定の成果があったと考えます。

改善 (Action)

実施結果 (Do) や評価 (Check) を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	II	令和3年度からの学校給食費の公会計化により、令和3年度以降の学校給食費の徴収については、市の事業となりました。学校給食会においては、令和2年度までの学校給食費に係る未納金の債権管理を引き続き行うこととなるため、令和3年度の本指標について、次のとおり修正します。 既に学校給食費はこれまでの徴収総額の99.97%以上を収納しており、引き続き学校給食会が担う、令和2年度以前の学校給食費に係る未納金は、残る0.03%未満の金額となっています。その中には回収が困難なものも多くありますが、公平性・公正性の観点からも、可能な限り回収に努める必要があることから、指標を「給食費過年度未納金の収納率」に変更し、令和3年度までに過年度分を含めた給食費の収納率を99.99%に設定し、令和2年度の収納状況を鑑みて、目標値を33.00%とします。

法人名(団体名)	公益財団法人川崎市学校給食会	所管課	教育委員会事務局健康給食推進室
----------	----------------	-----	-----------------

4. 業務・組織に関する取組①(令和2(2020)年度)	
項目名	公益法人会計基準に則った会計処理
計画(Plan)	
指標	コンプライアンスに反する事案の発生件数
現状	本法人は、給食物資の調達や学校給食費の管理など年間50億円程度の事業を担い、その収支には複数の職員が関わって厳重なチェックも行い、常に代表理事と業務執行理事の決裁を受けています。学校給食費の入金や業者の支払い等は全て金融機関を通して行い、公認会計士による通帳の残高チェックも実施しています。また、日々の収支状況については、当会が導入している会計システムにより公認会計士がリアルタイムでチェックできる機能を備えています。
行動計画	事業の推進にあたっては、引き続き複数のチェック体制、代表理事と業務執行理事の承認、公認会計士の指導等により、正確で透明性のある会計処理を行ってまいります。
具体的な取組内容	財政に係る業務については、複数人によるチェックや公認会計士による定期的な会計確認を実施することで、引き続き法令を遵守してまいります。

実施結果(Do)	
業務・組織に関する活動実績	【指標1関連】 事業の推進にあたっては、複数人によるチェック体制、代表理事と業務執行理事による事業確認、公認会計士の指導等により、正確で透明性のある会計処理を行いました。また、法人内での人材教育等を通して、コンプライアンスを職員等に徹底させました。

評価(Check)								
業務・組織に関する指標		目標・実績	H29年度(現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	コンプライアンスに反する事案の発生件数	目標値		0	0	0	0	件
	説明	実績値	0	0	0	0		
指標1に対する達成度		a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)								
コンプライアンスに反する事案の発生もなく、適切に業務を執行できました。								

	達成状況	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	A 業務や会計処理に他者の目を入れることにより、透明性のあるより適切な事業執行に努め、コンプライアンスに反する事案の発生もなかったため。

改善(Action)		
実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	I 透明性のあるより適切な事業執行のため、チェック機能は、複数人で実施することで引き続き強化していきます。併せて法人内での人材教育等を実施し、コンプライアンスを徹底してまいります。

法人名(団体名)	公益財団法人川崎市学校給食会	所管課	教育委員会事務局健康給食推進室
----------	----------------	-----	-----------------

業務・組織に関する取組②(令和2(2020)年度)	
項目名	職員の資質向上に向けた取り組み
計画(Plan)	
指標	法人職員対象の研修会への参加、内部研修会の開催
現状	公益財団法人職員としての資質向上を図るため、全国公益法人協会で行われている研修会に、月1回、各回2人、神奈川県総務局が開催する研修会に年3回、各回1人を参加させています。
行動計画	公益財団法人に関する各種手続きを理解することや、法人に関わる最新の情報を入手し迅速な対応を図ることは必要不可欠なことです。引き続き研修会への参加を図ることで、法人職員として必要な知識を習得し、資質の向上を図ります。また、研修に参加した職員が講師になり、他の職員に対してコンプライアンス等に関する研修を実施するなど、法人内部での人材育成についても推進していきます。
具体的な取組内容	全国公益法人協会等が開催する研修会に職員を派遣します。また、職員の資質向上のための内部研修を実施するとともに、物価動向については、法人職員用に情報を取りまとめ、給食会職員に配布します。

実施結果(Do)	
業務・組織に関する活動実績	<p>【指標1関連】</p> <p>令和2年度は、全国公益法人協会で行われている研修会に年間12回、職員を参加させました。また、令和元年度から神奈川県主催の研修会が開催されなくなったため、内部研修を2回から4回に増やしました。研修内容として、クレーム予防や情報セキュリティ対策、民法改正や個人情報保護法改正が法人に与える影響に関する研修を行いました。また、物価動向についての通年での自己研修1回分として、物価情報を取りまとめた資料を年間32号作成し、職員に配布しました。</p>

評価(Check)								
業務・組織に関する指標		目標・実績	H29年度(現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	法人職員対象の研修会への参加、内部研修会の開催	目標値		17	17	20	20	回
	説明 各種研修会への参加回数、内部研修会の実施回数	実績値	15	17	17	17		
指標1に対する達成度		<p>b</p> <p>a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満</p> <p>※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載</p>						
<p>法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)</p> <p>外部で主催された研修に参加することで、法人職員として必要な知識を習得し、資質の向上を図りました。また、研修内容等を内部研修資料として活用することにより、法人内部での人材育成についても推進できましたが、令和元年度から神奈川県総務局が開催する研修会が開催されなくなったこと、また、新型コロナウイルス感染症の影響により研修の機会も限られていたことから、目標には届かず昨年並みの回数となりました。</p>								

<p>本市による評価</p> <p>達成状況</p>	区分	区分選択の理由
	<p>A. 目標を達成した</p> <p>B. ほぼ目標を達成した</p> <p>C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった</p> <p>D. 現状を下回るものが多くあった</p> <p>E. 現状を大幅に下回った</p>	<p>C</p> <p>目標には届かず昨年並みの回数となったが、外部で主催された研修に参加したり、内部研修を従来の回数から増やしたりするなどして、法人職員として必要な知識を習得や、資質の向上を図ることができたため。</p>

改善(Action)		
実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
<p>I. 現状のまま取組を継続</p> <p>II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続</p> <p>III. 状況の変化により取組を中止</p>	<p>II</p>	<p>引き続き、外部で主催される研修に参加することで、法人職員として必要な知識を習得し、資質の向上を図っていきます。また、法人内部での研修については、当該法人職員が行う日常の事務処理能力の向上につながる基礎的な研修を追加で実施することで、実施回数の増加と併せて、人材育成についても推進していきます。</p>

●法人情報

(1)財務状況

収支及び財産の状況(単位:千円)		平成30(2018)年度	令和1(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
正味財産増減計算書	(一般正味財産増減の部)				
	経常収益	5,219,816	4,983,633	5,056,041	
	経常費用	4,958,623	4,989,813	5,159,353	
	当期経常増減額	261,193	△ 6,180	△ 103,312	
	当期一般正味財産増減額	261,193	△ 6,180	△ 103,312	
(指定正味財産増減の部)	当期指定正味財産増減額				
	正味財産期末残高	375,670	369,490	266,178	
貸借対照表	総資産	664,683	518,432	604,244	
	流動資産	570,224	424,204	598,032	
	固定資産	94,459	94,229	6,212	
	総負債	289,013	148,943	338,066	
	流動負債	284,684	145,691	335,880	
	固定負債	4,329	3,252	2,185	
	正味財産	375,670	369,490	266,178	
一般正味財産	374,670	368,490	265,178		
指定正味財産	1,000	1,000	1,000		
エラーチェック		OK	OK	OK	OK
本市の財政支出等(単位:千円)		平成30(2018)年度	令和1(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
補助金		66,736	79,266	65,416	
委託料		191	184		
指定管理料					
貸付金(年度末残高)					
損失補償・債務保証付債務(年度末残高)					
出捐金(年度末状況)		1,000	1,000	1,000	
(市出捐率)		100.0%	100.0%	100.0%	
財務に関する指標		平成30(2018)年度	令和1(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
流動比率(流動資産/流動負債)		200.3%	291.2%	178.0%	
正味財産比率(正味財産/総資産)		56.5%	71.3%	44.1%	
正味財産利益率(当期正味財産増減額/正味財産)		69.5%	-1.7%	-38.8%	
総資産回転率(経常収益/総資産)		785.3%	961.3%	836.8%	
収益に占める市の財政支出割合 (補助金+委託料+指定管理料)/経常収益)		1.3%	1.6%	1.3%	

法人コメント		本市コメント
現状認識	今後の取組の方向性	本市が今後法人に期待することなど
<p>当会は、川崎市が決定した学校給食献立に従い、規格基準に基づいた物資を調達しています。1日約11万食の物資を一括購入することにより、品質の良い食材を廉価で購入でき、調理する学校や学校給食センターへの確実な配送により、安心・安全な学校給食の一端を担っています。調達方法も学校給食物資納入指定業者による入札や物資選定委員会等により決定し、競争性や公平性を保っています。</p> <p>なお、当期経常増減額の赤字については、野菜や果物などの生鮮食品の価格高騰により、物資調達に係る費用が予納徴収金を上回ったことによるものです。</p> <p>未納金については、学校等と連携し、回収を進めるとともに、「公益財団法人川崎市学校給食会債権管理規程」に基づき債権放棄を行っています。</p>	<p>令和3年度から学校給食費の公会計化が開始され、当会は市から委託を受け業務を執行することになりますが、引き続き当会の設置目的に従い、給食物資の一括購入により、品質が良く廉価な食材購入を実施していきます。調達にあたっては、学校給食物資納入指定業者を登録し、入札や物資選定委員会を実施し、引き続き競争性、公平性を保った方法としていきます。</p> <p>令和2年度以前の未納給食費については、所在不明などにより回収の見込みがない未納金については、「公益財団法人川崎市学校給食会債権管理規程」に基づき、最終的にはやむを得ず債権放棄を行うこととなりますが、学校と連携を図りながら、未納金を回収するための取組を着実に実施し、適正な債権管理を行います。</p>	<p>令和2年度は、野菜等の価格が想定と比較して高値で推移したことにより、物資調達に係る費用が予納徴収金を上回ってしまいましたが、その他の事業経費は極力無駄な支出を減らし、市が支出する補助金については、適正なものとなっています。令和3年度からの学校給食費の公会計化により、学校給食物資の調達に関する業務は、本市が委託して実施することとなりますが、今後も市担当者や連携を図り、適正な執行に努めていただきたいと思います。</p> <p>令和2年度以前の未納給食費については、所在不明などにより回収の見込みがない未納金については、「公益財団法人川崎市学校給食会債権管理規程」に基づき、最終的にはやむを得ず債権放棄を行うこととなりますが、公平性・公正性の観点からも、学校等と連携し、確実な回収に努めていただきたいと思います。</p>

(2)役員・職員の状況(令和3年7月1日現在)

	常勤(人)			非常勤(人)		
	合計	(うち市派遣)	(うち市OB)	合計	(うち市在職)	(うち市OB)
役員	2	0	2	7	0	1
職員	4	0	0	7	0	2

【備考】

- 総役員に占める本市職員及び退職職員の割合が3分の1を超過していることについての法人の見解
- ・理由
- ・今後の方向性

令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

- ・これまでの出資法人改革の経緯と出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、**平成30年8月に策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針（平成30年度～令和3年度）」**に基づく、令和2年度の取組について評価を行いましたので以下のとおり御報告いたします。
- ・本評価結果は、**上記方針に基づく3年目の評価となるものであり、新型コロナウイルス感染症の影響下での取組となりましたが、評価シートに定めるPDCAサイクルを着実に回していくことにより、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」と本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくことにつながっていくものとなります。**

1 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の実施経緯

- ・本市では、**平成14年度の第1次行財政改革プランの策定以降**、出資法人が担ってきた役割や事業について検証し**出資法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直し等**、効率化・経営健全化に向けた取組を実施してきました。
- ・**平成16年度には、「出資法人の経営改善指針」を策定**し、本市が取り組む課題と出資法人自らが取り組む課題を明らかにしながら、出資法人の抜本的な見直しや自立的な経営に向けた取組を推進してきました。
- ・今後も引き続き、効率化・経営健全化に向けた取組を進めていく必要がある一方で、厳しい財政状況の中で地域課題を解決していくに当たり、**多様な主体との連携の重要性が増している**ほか、国における「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総務省通知）等においても、**「効率化・経営健全化」と「活用」の両立が求められる**など、出資法人を取り巻く環境が変化してきています。
- ・こうしたことから、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくという視点で、出資法人への適切な関わり方について、外部有識者から構成される**「行財政改革推進委員会出資法人改革検討部会」からの提言等**を踏まえ、前記指針について**「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」に改めるとともに、平成30年度に各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定**し、毎年度、同方針に基づく各法人の取組の点検評価を実施していくこととしたところです。

令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 対象出資法人

No.	所管局名	所管部署名	法人名
1	総務企画局	シティプロモーション推進室	かわさき市民放送（株）
2	財政局	資産管理部資産運用課	川崎市土地開発公社
3	市民文化局	市民生活部多文化共生推進課	（公財）川崎市国際交流協会
4		コミュニティ推進部市民活動推進課	（公財）かわさき市民活動センター
5		市民文化振興室	（公財）川崎市文化財団
6		市民スポーツ室	（公財）川崎市スポーツ協会
7	経済労働局	産業振興部金融課	川崎市信用保証協会
8		産業振興部商業振興課	川崎アゼリア（株）
9		産業政策部企画課	（公財）川崎市産業振興財団
10		中央卸売市場北部市場管理課	川崎冷蔵（株）
11	健康福祉局	保健所環境保健課	（公財）川崎・横浜公害保健センター
12		長寿社会部高齢者在宅サービス課	（公財）川崎市シルバー人材センター
13		障害保健福祉部障害福祉課	（公財）川崎市身体障害者協会
14		保健医療政策室	（公財）川崎市看護師養成確保事業団
15	子ども未来局	子ども支援部子ども家庭課	（一財）川崎市母子寡婦福祉協議会
16	まちづくり局	総務部庶務課	（一財）川崎市まちづくり公社
17		総務部庶務課	みぞのくち新都市（株）
18		住宅政策部住宅整備推進課	川崎市住宅供給公社
19	建設緑政局	緑政部みどりの企画管理課	（公財）川崎市公園緑地協会
20	港湾局	港湾経営部経営企画課	川崎臨港倉庫埠頭（株）
21		港湾経営部経営企画課	かわさきファズ（株）
22	消防局	予防部予防課	（公財）川崎市消防防災指導公社
23	教育委員会	学校教育部健康給食推進室	（公財）川崎市学校給食会
24		生涯学習部生涯学習推進課	（公財）川崎市生涯学習財団

2 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の全体構成

・前記1のとおり、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定とそれに基づく取組評価の趣旨は、本市がこれまで取り組んできた**出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくというところに主眼**があるため、その実施を担保する取組評価となっています。

・即ち、具体的な取組評価シートにおいては、まず「本市施策における法人の役割」を明確にし、「4ヵ年計画の目標」を立て、「**本市施策推進に向けた事業取組**」と「**経営健全化に向けた取組**」、「**業務・組織に関する取組**」の各視点から取り組むべき事業・項目とその指標を設定し、当該達成状況とコストを伴うものは費用対効果の評価によって、今後の取組の方向性を導き、それらを総括して、市が法人に期待することや対策の強化を望む部分を明確にすることにより、上記趣旨を達成していく構成となっています（各取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方については次頁以降参照）。

・また、本取組評価においては、市と法人の役割の再構築と、様式や指標の見直し、評価の客観性向上のための仕組づくりの視点から、次のような手法の改善も行っています。

	平成29年度以前の「経営改善計画」の点検評価	現行の「連携・活用方針」の取組評価
市と法人の役割の再構築	本市と調整の上、 法人が指標を設定	本市施策との 連携の観点から、法人と調整の上本市が指標を設定
様式や指標の見直し	様式・指標ともに複雑・多岐	様式については、 最初の2頁で評価の全体構成を簡潔に把握できるように改定 指標については、 最終アウトカムを中心に適切な指標を絞り込んで設定 ただし、 成果を示すことが難しいもの等はアウトプット指標を設定
評価の客観性向上のための仕組づくり	内部評価後、結果をホームページにおいて公表	内部評価に 外部評価を加え、結果を議会に報告の上、ホームページにおいて公表

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

① 各取組の指標に対する達成度の選択の考え方

●各達成度の基本的な考え方

- a. 実績値 \geq 目標値
- b. 目標値 $>$ 実績値 \geq 現状値（個別設定値）
- c. 現状値（個別設定値） $>$ 実績値 \geq 目標値の60%
- d. 目標値の60% $>$ 実績値

●現状値と目標値が同じ（現状値維持）であるか、または現状値と目標値の間に差があるが、その差が極少数であり、実質的に現状維持に近い場合

⇒個別設定値を設定し、その考え方を各個表の説明欄に記載しています。区分の「現状値」を「個別設定値」と読み替えた上で選択。（原則として、方針の参考資料（指標一覧）に記載されている直近数年間の平均値と、現状値の95%（105%）のうち、より目標値に近い数値を個別設定値としている。）

●目標値 \times 60%が、現状値以上（良い）の場合

⇒abdから選択。

また、現状値以上であっても、目標値の60%未満の場合はdを選択。

●目標値が現状値未満（悪い）の場合（個別設定値を設定している場合を除く）

⇒acdから選択。

また、現状値未満であっても、目標値以上の場合はaを選択。

●0に抑えることを目標にしている場合（コンプライアンスに反する事案の発生件数等）

⇒達成の場合はa、未達成の場合はdを選択。

●下がるのが望ましい指標の場合

⇒区分を下記に読み替えた上で選択。

- a. 目標値 \geq 実績値
- b. 現状値（個別設定値） \geq 実績値 $>$ 目標値
- c. 目標値の $1/0.6 \geq$ 実績値 $>$ 現状値（個別設定値）
- d. 実績値 $>$ 目標値の $1/0.6$

令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

② 各取組に対する本市による達成状況の評価の考え方

前記①の「指標に対する達成度」に応じて、以下のとおり判定を行い、その結果を踏まえ、本市による評価として区分を選択

指標に対する達成度	点数	事例1		事例2		事例3		事例4		事例5	
		指標の数	合計点								
a	3	3	9	2	6	1	3	0	0	0	0
b	2	0	0	1	2	1	2	1	2	0	0
c	1	0	0	0	0	1	1	2	2	1	1
d	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
		3	9.00	3	8.00	3	6.00	3	4.00	3	1.00

平均点(合計点÷指標の数)→ 3.00 2.67 2.00 1.33 0.33

達成状況区分	指標に対する達成度の平均点
A. 目標を達成した	3
B. ほぼ目標を達成した	2.5以上～3未満
C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった	1.5以上～2.5未満
D. 現状を下回るものが多くあった	0.5以上～1.5未満
E. 現状を大幅に下回った	0.5未満

ただし、「法人コメント」に記載された、その他の成果等を踏まえ、原則とは異なる達成状況区分を選択することも可能
 なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において、原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入

令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

③ 各取組に対する費用対効果の評価の考え方

前記②の「達成状況」と以下の「行政サービスコストに対する達成度」に応じて、判定を行い、その結果を踏まえ、その選択肢の範囲内で本市による評価として区分を選択。

(目標値・実績値ともにゼロ以下(実績値がプラスであっても行政サービスコストを要さない場合を含む)の場合、セルに斜線(＼)を入力。)

達成状況 \ 行政サービスコスト に対する達成度	1). 実績値が目標値の 100%未満	2). 実績値が目標値の 100%以上110%未満	3). 実績値が目標値の 110%以上120%未満	4). 実績値が目標値の 120%以上
A. 目標を達成した	(1). 十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
B. ほぼ目標を達成した	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
C. 目標未達成のものがあるが 一定の成果があった	(2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
D. 現状を下回るものが多くあった	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である
E. 現状を大幅に下回った	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である

ただし、「法人コメント」の記載内容を踏まえ、原則とは異なる区分を選択することも可能。

なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入。

令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

④ 今後の取組の方向性の選択の考え方

前記②と③の評価等を踏まえ、以下の表を参考に、法人としての今後の取組の方向性を3つの区分から選択。

方向性区分	説明(選択の要件)
I. 現状のまま取組を継続	<p>【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下の両方に該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記②の「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(1). 十分である」又は「(2). 概ね十分である」を選択 <p>【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記②「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択
II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続	<p>【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下のいずれかに該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(3). やや不十分である」、「(4). 不十分である」を選択 (目標等の見直しが必要な場合には、その根拠を明確に記入。) <p>【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択
III. 状況の変化により取組を中止	取組を中止する場合(その根拠を明確に記入。)

令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

3 令和2年度 取組評価の総括

- ・本市施策推進に向けた事業取組は、24法人で65の取組（うち42の取組が費用対効果の評価あり）があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約63%、費用対効果の評価が「(1)又は(2)」となったものが約52%と、**全体としての成果は限定的であったと考えられ**、達成状況の評価が「D又はE」となったものが約37%、費用対効果の評価が「(3)又は(4)」となったものが約48%と、**方針策定時の現状を下回り目標未達の課題のある取組が多く散見**されるところです。
- ・同様に経営健全化に向けた取組においては、34の取組があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約59%で「**D又はE**」となったものが約**41%**と**経営改善の状況が鈍化傾向**にあります。
- ・業務・組織に関する取組については、45の取組があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約89%、「**D又はE**」となったものが約**11%**と概ね適正な状況を保持していますが、**Eとなったものには留意が必要**です。
- ・上記取組について、経年比較をすると、下表のとおり、全体的に評価が逡減傾向にあります。が、**その要因としては、新型コロナウイルスの影響によるところが大きいものですが、そうした要因によらないものもあり、引き続き詳細の確認が必要**です。また、コロナ禍にあっても、又は、コロナ禍にあることにより、**実績が上がっている指標もあり、コロナ後の社会を見据えて計画的に取組を進めていく必要**も生じてきています。

	取組数		本市による達成状況の評価	費用対効果の評価
本市施策推進に向けた事業取組 (うち費用対効果の評価を伴うもの)	65 (42)	R2	A 23% B 11% C 29% 計 63% D 23% E 14% 計 37%	(1) 10% (2) 43% 計 52% (3) 38% (4) 10% 計 48%
		R1	A 43% B 22% C 25% 計 89% D 11% E 0% 計 11%	(1) 25% (2) 55% 計 80% (3) 13% (4) 8% 計 20%
		H30	A 57% B 22% C 12% 計 91% D 8% E 2% 計 9%	(1) 39% (2) 49% 計 88% (3) 10% (4) 2% 計 12%
経営健全化に向けた取組	34	R2	A 32% B 6% C 21% 計 59% D 26% E 15% 計 41%	<本市の達成状況の評価区分> A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った
		R1	A 44% B 3% C 26% 計 74% D 26% E 0% 計 26%	
		H30	A 69% B 0% C 28% 計 97% D 3% E 0% 計 3%	
業務・組織に関する取組	45	R2	A 80% B 2% C 7% 計 89% D 7% E 4% 計 11%	<費用対効果の評価区分> (1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である ※端数処理の関係で合計数値が合わない場合あり
		R1	A 96% B 0% C 2% 計 98% D 2% E 0% 計 2%	
		H30	A 91% B 2% C 2% 計 96% D 0% E 4% 計 4%	

令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

4 令和2年度 評価結果を踏まえた今後の取組の方向性

- ・各取組において、R2の今後の取組の方向性が、次のとおり「Ⅰ」となった約28%、35%、78%（何れも前年度より減）のものについては、引き続き、**法人の自立性を尊重しつつ、必要に応じて市と法人が連携を図りながら、取組を進めていく**ことが必要です。
- ・各取組において、R2の今後の取組の方向性が、次のとおり「Ⅱ」となった約68%、62%、18%（何れも前年度より増）のものについては、**その要因を分析し、新型コロナウイルスによる影響度合い等も踏まえて、出資法人自ら取組の改善策を講じるよう促すとともに市としてもより緊密な連携を図っていく**ことが求められます。
- ・ただし、R2の今後の取組の方向性が「Ⅱ」となったものの中には、**社会状況の変化や市の施策推進等に伴う大幅な事業を取り巻く状況の変更があったもの**もあり、その場合には、理由を明確にした上で、今回の評価に併せて指標及び目標値の変更を行うものとなります。
- ・なお、今回の評価において、今後の取組の方向性が「Ⅲ」となったものは、令和2年度末で解散となった看護師養成確保事業団の各取組の終了によるものです。

	取組数	今後の取組の方向性	
		R2	R1
本市施策推進に向けた事業取組	65	R2	I ...約28%、II ...約68%、III ...約5%
		R1	I ...約60%、II ...約40%
		H30	I ...約72%、II ...約28%
経営健全化に向けた取組	34	R2	I ...約35%、II ...約62%、III ...約3%
		R1	I ...約50%、II ...約50%
		H30	I ...約67%、II ...約28%、III ...約6%
業務・組織に関する取組	45	R2	I ...約78%、II ...約18%、III ...約4%
		R1	I ...約98%、II ...約 2%
		H30	I ...約93%、II ...約 7%

<今後の取組の方向性区分>

Ⅰ. 現状のまま取組を継続

Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続

Ⅲ. 状況の変化により取組を中止

※端数処理の関係で合計数値が合わない場合あり

令和 3 年 8 月 5 日

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市行財政改革推進委員会

会長 伊藤 正次

令和 2 年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議
結果について

令和 3 年度第 2 回及び第 3 回川崎市行財政改革推進委員会において、本市主要出資法人等 24 法人に係る「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和 2 年度の取組評価について、審議しましたので、その結果について別添のとおり通知します。

令和２年度 出資法人「経営改善及び連携・活用
に関する取組評価」の審議結果

令和３年８月

川崎市行財政改革推進委員会

目 次

1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

- (1) 審議対象について
- (2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について
- (3) 取組評価の手法について

2 評価全般に関する審議結果について

- (1) 本市施策推進に向けた事業取組におけるオンライン技術等の活用
- (2) コロナ禍にあっても実績が上がっている取組への対応
- (3) 経営健全化に向けた取組における抜本的な枠組みの変更の検討等
- (4) 業務・組織に関する取組における留意点とコロナによらずに評価が遞減傾向にある取組への考え方
- (5) 法人の財務状況における今後の取組の客観化と所管課の意識

3 個別の評価に関する審議結果について

- (1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解
- (2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解
- (3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解

【参考資料】

- (1) 委員名簿
- (2) 審議経過

1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

(1) 審議対象について

川崎市行財政改革推進委員会では、行財政改革に関する取組及び評価を所掌しており、その一環として、平成 30 年 8 月に本市主要出資法人等 24 法人について策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和 2 年度の取組評価について、適正な評価結果となっているか審議を行った。

審議に当たっては、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の 3 年目の評価となるものであるため、評価全般に対し 3 年分の経年比較を行い、また、通年で新型コロナウイルス感染症の影響下での取組となったことから、その影響把握をより詳しく行うとともに、個別の評価については、昨年度までに引続き、方針策定時の現状を下回り目標未達の課題のある取組や市の施策推進に伴う大幅な事業変更等により目標の変更を行うもののほか、今年度からの新たな視点として、コロナ禍にあっても実績が上がっているものなどを中心に審議を行った。

(2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について

審議対象である各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価については、出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、これまで本市が取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図ることを目的に実施するものであり、平成 30 年度から令和 3 年度までの 4 か年を取組期間として、仕組みが構築されたものである。

同方針においては、経営改善と連携・活用の視点から「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」、「業務・組織に関する取組」の 3 つを取組の柱として、計 144 の取り組むべき事業又は項目を設定しているところである。

(3) 取組評価の手法について

各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組を着実に進めていくため、本委員会において審議を行った「経営改善及び連携・活用に関する取組評価シート」に定める PDCA サイクルによる取組評価を行っていくこととしている。

評価に当たっては、前述した 144 の取り組むべき事業又は項目ごとに、取組

期間の初めに設定した、当該事業又は項目に係る指標・現状・行動計画と4か年の目標値に対し、毎年度、それに基づく当該年度の具体的な取組内容を計画（Plan）して、当該計画に対する実施結果（Do）を記入し、実績値の評価（Check）を行い、当該実施結果や評価を踏まえ、法人としての改善（Action）の方向性を導き出すサイクルを確実に行うとともに、それらの妥当性を客観的に検証していくことが重要である。

2 評価全般に関する審議結果について

取組全体の評価としては、「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」の各取組について、市による達成状況の評価が「A 目標を達成した、B ほぼ目標を達成した又は C 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」となったものと、費用対効果の評価が「(1) 十分である又は (2) 概ね十分である」となったものが、各々の50%台から60%台となっており、全体としての成果は限定的であったと考えられ、市による達成状況の評価が「D 現状を下回るものが多くあった又は E 現状を大幅に下回った」となったものと、費用対効果の評価が「(3) やや不十分である又は (4) 不十分である」となったものが、各々の30%台から40%台と、課題のある取組が多く散見された。

その一方で、「業務・組織に関する取組」については、市による達成状況の評価が「A、B 又は C」となったものが、90%弱、「D 又は E」となったものが、10%強となっており、概ね適正な状況を保持していると認められものの、Eとなったものには留意が必要である。

上記取組について、3年分の経年比較をすると、全体的に評価が逡減傾向にあり、その要因としては、新型コロナウイルスの影響によるところが大きいものの、そうした要因によらないものもあり引き続き詳細の確認が必要である。

また、コロナ禍にあっても、又は、コロナ禍にあることにより、実績が上がっている指標もあり、コロナ後の社会を見据えて計画的に取組を進めていく必要が生じてきている。

本委員会としては、取組全体の評価を踏まえ、次の点について、審議を行った。

(1) 本市施策推進に向けた事業取組におけるオンライン技術等の活用

<本委員会の意見>

本市施策推進に向けた事業取組において、オンラインやオンデマンド等新し

い技術への対応に期待する。また、コロナ禍にあって1年以上が経過する中、そうした取組が進んでいないものがあることに懸念があり、検討に留まらず計画等の中でオンライン化の実践につながるような枠組みの構築が必要である。一方、オンライン技術等の活用に対応しうる利用者側、主催者側のスキルアップも必要である。さらに、こうした取組は、コロナ禍の対応としてだけでなく次の経営のあり方に組み込んでいくという目線も必要と考える。

<市の見解>

本市施策推進に向けた事業取組におけるオンライン技術等の活用については、主催者側の技量や意識はもとより、利用者側のニーズや環境などによるところもあり、既に導入が進んでいるもの、これから導入を検討するものがあるのが実態である。導入が進んでいないものについては、令和2年度の取組評価の改善の方向性の具体的内容や令和3年度の計画の具体的な取組内容を掘り下げる中で、その理由も含め検証を行い、潜在的ニーズがあるにも関わらず、未実施のものについては、より主催者側の実践や利用者側のデジタルデバイスへの対応につながるような積極的アプローチを行っていく必要があると考える。

(2) コロナ禍にあって実績が上がっている取組への対応

<本委員会の意見>

コロナ禍にあってニーズが増大し継続が見込まれる事業に関しては、法人内で機動的に資源や人を投入できるかといった観点を探る必要がある。

また、コロナ禍にあって実績が上がっている取組は、受け手側のニーズがあり、提供側にも事業の効率化等のメリットがあるものなので、成功事例を見せるだけでなく、同種の業務を行う他分野の担当者を集めて、研修やサポートを行うこと等により、トータルコストの削減やサービスの向上につながるものと考ええる。

<市の見解>

法人内における機動的な資源の投入については、対象となる法人の事業の形態や財源等によるところがあり、指定管理事業等裁量が多く認められているものであれば、かなり柔軟な対応ができるが、市からの委託事業であると、対応できる範囲も限定的にならざるを得ず、資源を追加するためには、市との協議が必要となるものと考ええる。

コロナ禍にあっても実績が上がっている取組の他分野における同種の業務への普及については、令和2年度の取組評価終了後、令和3年度の取組の中間フォローを行う中で、各業務を所管する局及び法人からヒアリングを行う機会があるので、共有の仕方については工夫が必要であるが、好事例の展開を図る手法を考える。

(3) 経営健全化に向けた取組における抜本的な枠組みの変更の検討等

<本委員会の意見>

経営健全化に向けた取組における経営改善の状況が平常時の数字でなくなっている取組については、その抜本的な枠組みの変更が取り上げられるような仕組みが必要である。

また、収入が減っているところについては、新しい自己収入の確保への取組の確認も必要である。さらに、団体による自己収入割合や収益バランス、財産状況などを踏まえたきめ細かい対応も必要と考える。

<市の見解>

新型コロナウイルスの影響だけをもって、抜本的な枠組みの変更が必要と結論づけることはできないものの、そうした社会状況も踏まえつつ、本市の関連する施策における法人の役割を改めて明確にしながら、次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定する中で、法人のあり方や事業の枠組みを見直していく機会があるものとする。

また、収入減に対する新しい自己収入の確保の取組については、検討しているところと、既存の収入確保に努めているところがあり、より効果が得られる方策を探っていくものとし、団体による自己収入割合や財産状況等に応じたきめ細かい対応については、引き続き、法人形態や事業の公益性なども考慮の上、適切に対応を図っていくものとする。

(4) 業務・組織に関する取組における留意点とコロナによらずに評価が逡減傾向にある取組への考え方

<本委員会の意見>

業務・組織に関する取組におけるコンプライアンス違反については、発生させないための再発防止策の徹底が重要である。

また、コロナによらずに評価が逡減傾向にある取組については、本制度上の構造的な理由があるものもあり、そうした要因を付記することや、その中にあ

っても毎年少しでも改善の余地がないかを追求することは意義があることと考える。

<市の見解>

業務・組織に関する取組におけるコンプライアンス違反については、本委員会の意見のとおりであり、改めて、所管する局及び法人に徹底する。

また、コロナによらずに評価が逡減傾向にある取組についても、その要因を明確に説明するとともに、そうした状況下においても毎年度少しでも実績の改善が図れるよう取り組むべきものとする。

(5) 法人の財務状況における今後の取組の客観化と所管課の意識

<本委員会の意見>

法人の財務状況を受け、収支改善の対策等今後の取組の記載については、数値化や期限を入れる等、一層の客観化が必要とする。

特に、大きくマイナスとなっているところについては、単に改善していくと言って終わるのではなく、業態としての構造や市との関係等を見直すことを所管課には考えてもらう必要がある。

<市の見解>

法人の財務状況における今後の取組の客観化については、これまでも、記載内容の具体化に努めてきたところであるが、その数値化や期限設定等までは、検討の進捗度等から難しいところがあった。今後については、所管課及び法人に本趣旨を伝えることにより、検討の度合いを深め、記載内容の数値化や期限設定等の推進が図られるよう努めるものとする。

また、特に大きな赤字が出ているところについては、事業の転換や市との役割分担の見直し等も含め、所管課による踏み込んだ対応を促していく必要があるとする。

3 個別の評価に関する審議結果について

(1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
文化財団の財団本部事業及び指定管理事業について	施設の稼働率や主催事業の集客がコロナにより大きな影響を受けたことは理解できる。しかし、コロナの収束	新型コロナウイルスの感染拡大は、オンラインイベントの活発化など、文化芸術活動の変容をもたらしてお

	<p>もまだ見通せない中、今後はこのような環境変動に対応した事業運営が求められる。VR、ARなどの技術を活用した新しい事業を展開していくことが期待される。</p>	<p>り、文化財団の財団本部事業や指定管理事業においても、令和3年度は能楽堂やラゾーナ川崎プラザソル、ミュージア川崎シンフォニーホール等において文化コンテンツの配信を行う予定であることから、改善（Action）の方向性の具体的内容にそうした事業企画と最新ICT技術についても研究していくことを追記した。</p> <p>また、財団本部事業の行政サービスコストの令和3年度目標値について、文化コンテンツの配信に伴う経費が計上されていないことが判明したため、数値の修正を併せて行った。</p>
<p>国際交流協会の民間交流団体及びボランティア活動支援事業並びに多文化共生推進事業について</p>	<p>コロナの影響でイベントや講座が集客減となる一方、ボランティアのコーディネート件数や外国人相談件数が大きく伸びている。</p> <p>今後もこうした影響が続くことが予想されるため、講座やイベントの開催方法の工夫（オンラインの活用など）も必要である一方、経営面に留意しながら、法人に</p>	<p>民間交流団体及びボランティア活動支援事業のうち、令和2年度のボランティアのコーディネート件数の増加の主な要因としては、学校等からの通訳翻訳による受託が増えたもので、コロナの影響によるものではないが、継続的なものでもないため、比重を高めるのではなく、今後も引き続きボ</p>

	<p>期待されるニーズに合わせて各事業の比重を変更していくことも必要ではないか。</p>	<p>ランティア養成研修を実施し、ニーズに応じたコーディネートを行うなど、活動支援を進めていくよう、改善(Action)の方向性の具体的内容を修正した。</p> <p>また、多文化共生推進事業については、オンラインによる講座の実施とともに、外国人相談件数が増加していることから、相談受付時間の拡充やオンライン相談の実施など、多文化共生総合相談ワンストップセンターとして機能を高めていくことを改善(Action)の方向性の具体的内容に追記した。</p>
<p>スポーツ協会のスポーツ振興事業及び指導者育成・派遣事業について</p>	<p>スポーツ振興事業、指導者育成・派遣事業がコロナにより大きな影響を受けたことは理解できる。</p> <p>しかし、今後もこうした影響が続くことが予想されるため、従来と同様の事業の実施だけではなく、講座や指導の動画配信等、新しい事業の展開が期待される。そうした点から、オンラインマラソンを開催したことは評価できる。</p>	<p>今後もコロナの影響が予想されることから、スポーツ振興事業においては状況に応じてオンラインや動画配信等の工夫をしていく。</p> <p>指導者育成・派遣事業については、指導の有効性の観点から、活動場所での実技指導が望ましいと考えているため、動画配信は難しいものとするが、指導者研修会については、コロナの状況に応じてオンラインや</p>

		<p>動画配信の活用も検討していく。</p> <p>オンラインマラソンについては、今後も川崎国際多摩川マラソンが開催できない時の代替手段として想定していく。</p>
市民活動センターの市民活動推進事業について	<p>コロナの影響による施設利用の減少は仕方がない面があるが、講座・研修などは、オンデマンド、オンライン配信などの対応を進めてもらいたい。</p>	<p>市民活動センターで例年開催している研修はパワーアップセミナー(全10回)となっている。その他状況に応じて、単年度の講座を開催している。</p> <p>今後については、市民活動推進事業の「改善(Action)の方向性の具体的内容」にも追記したとおり、研修や講座等は、オンライン配信などの対応を進める方向であるが、オンデマンドでの配信については、対話を重視していることから、今後の検討課題とする。</p>
公害保健センターの検査・検診事業等について	<p>コロナの影響とは別に、被認定者数が今後減少していく見込みであることを踏まえると、長期的には法人の機能を追加し、被認定者以外の、また呼吸器疾患以外の疾病予防も含め、市民向け事業の拡大を図ることを</p>	<p>公害保健センターの設立目的として「被認定者に係る検査・検診、保健福祉、療養に係る資料の収集及び管理」が掲げられていることから、当面の間は、公害保健センターが検査・検診の中心を担っていく必要がある</p>

	<p>検討するか、あるいは他の組織との合併等、組織の存続自体を検討することなども必要になるのではないか。</p>	<p>と考えている。</p> <p>また、大気汚染等に係る健康被害の予防に寄与することもセンターの任務であるため、被認定者及び市民に対し、健康及び福祉の増進に係る活動を並行して実施し、利用者のニーズを把握するなどして可能な範囲で事業を拡充していくことを考えている。</p> <p>しかしながら、センターの運営費補助金については、公害健康被害補償事業基金を充てていることから、基金残高を注視するとともに、センターの設立主体が本市と横浜市であることから、最終的には横浜市との協議を行う必要があるため、今後も連携を図り、各事業や財務等、さらには社会情勢等も加味しながら、検討する。</p>
<p>母子寡婦福祉協議会の母子家庭等自立支援事業について</p>	<p>コロナの影響で就労相談件数も大きく増加している。講座受講者数も生活支援事業の講座受講者数の減少に比べてそれほど大きく減少している訳ではないので、</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大により就労相談件数は大幅に増加しており、今後もその収束が見通せないことから、安定した就労に向けた相談・講座等のニーズも</p>

	<p>自立支援事業のニーズが大きいと考えられ、コロナの収束が見通せず、こうしたニーズも続くと見込まれることから、少なくとも現状が大きく改善されない限りは、この事業の比重を高めることも検討しても良いのではないかと。</p>	<p>高まると予想される。そのため、生活支援事業と自立支援事業の講座等の比重を見直すとともに、内容についても見直し、拡充を行いながら、より効果的な支援につなげていく旨を当該取組の改善(Action)の方向性の具体的内容に追記した。</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
文化財団の経営健全化に向けた取組について	<p>経営がコロナにより大きな影響を受け、収益悪化につながったことは理解できる。しかし、コロナの収束もまだ見通せない中、今後はこのような環境変動に対応した財団経営が求められる。</p>	<p>今回、企画をした文化コンテンツの配信等の取組は事業収入の確保に資するものであることから、経営健全化に向けた各取組の改善(Action)の方向性の具体的内容にも、事業収入の確保に向けて取り組むことを追記した。</p>
市民活動センターの法人の自立化や経営の安定化の推進について	<p>法人の自立化や経営の安定化に向けて、講座・研修などは、オンライン配信などの対応を進め、自主財源の確保にもつなげてもらいたい。</p>	<p>市民活動センターにおける有料の研修はパワーアップセミナーのみとなっている。その他状況に応じて、開催している講座は、市民活動支援の観点から無料で実施している。</p>

		<p>今後につきましては、法人の自立化や経営の安定化の推進の「改善 (Action) の方向性の具体的内容」にも追記したとおり、研修や講座等は、オンライン配信などの対応を進める方向であるが、自主財源の確保につなげていくためには、講座の有料化等、事業全体のあり方の検討が必要となるので、今後の検討課題とする。</p>
母子寡婦福祉協議会の収益事業について	母子寡婦福祉協議会の収益事業については、抜本的な見直しも必要と思われる。	<p>母子寡婦福祉協議会の収益事業のうち、特に斎苑売店事業については、葬儀のスタイルが大きく変化したことにより新型コロナウイルス感染症の収束後も売上を回復させることは困難であると考えられるため、指定管理の更新時期も踏まえつつ、関係各局とも協議しながら業務形態の見直しなど、長期的な収益の確保策について、事業のあり方を検討していく旨を当該取組の改善 (Action) の方向性の具体的内容に追記した。</p>

母子寡婦福祉協議会の収益事業について	母子寡婦福祉協議会の収益事業のうち斎苑売店事業については、指定管理によるものということで、その更新時期はいつになるのか。 また、今後の見通しが見えているのであれば、見直せるものは見直してもよいのではないか。	斎苑自体の指定管理期間は、令和2年度から令和6年度までとなっており、更新時期は、令和6年度となる。 売店事業の業務形態については、指定管理の協定書上、定められたものであり、どのような手法をとることが市及び斎苑並びに売店事業者に有益であるかを指定管理の更新時期などを捉えて検討する必要がある。
--------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 業務・組織に関する取組^{*}についての意見とそれに対する市の見解

※法人情報シートの役員・職員の状況に関するものを含む。

項目	意見	市の見解
スポーツ協会の役員に占める本市職員及び退職職員の割合に対する考え方について	法人の役員に占める本市職員及び退職職員の割合の基準は、法人のガバナンスを効かせる上で必要な基準である。一方で、経営上、的確な人材登用の視点も必要であることから、その基準を一時的に超過してしまった時に、説明責任を果たすことにより、柔軟な運用が許容される場面もあると考える。	役員に占める本市職員及び退職職員の割合の基準は、民間の経営ノウハウを持った人材を積極的に活用して自立的な経営を促進するためのものであるが、その一方で役員の選任にあたっては、職務権限や責任に相応しい人材を「官」「民」を問わず広く求めることとし、経営ノウハウや事業実施に係る専門的知識を含めて能

		<p>力・知見を有する人材の積極的な活用に努めるものでもあるため、原則として基準を守るよう努めながらも、超過する場合にはその理由等を公表することで運用するものとする。</p>
<p>みぞのくち新都市の役員に占める本市職員及び退職職員の割合の改善見通しについて</p>	<p>現状、役員に占める本市職員及び退職職員の割合が3分の1を超過している状況については、中長期的な視点で体制の整備を図っていくとのことであるが、その改善見通しをより具体的に示す必要がある。</p>	<p>現状の3分の1を超過している状況については、まちづくり公社が指名する者が本市退職職員であることによるものであり、業務の知識や経験、責任等から、別の人材を確保することが、人材育成の必要等も考慮すると、短期的には困難であることによる。</p> <p>したがって、直ちに、より明確な改善見通しを示すことは困難であるが、市としても、関係者間による協議を継続的に行うことにより、改善見通しを明確化していくように努めるものとする。</p>

【参考資料】

(1) 委員名簿

氏名 (敬称略・五十音順)	役職等
出石 稔	関東学院大学 副学長・法学部地域創生学科長・ 地域創生実践研究所長・法学部教授
伊藤 正次 (会長)	東京都立大学 法学部長 東京都立大学大学院 法学政治学研究科長
藏田 幸三	一般財団法人地方自治体公民連携研究財団 代表理事 東洋大学 PPP 研究センター リサーチパートナー 千葉商科大学 専任講師
黒石 匡昭	EY 新日本有限責任監査法人パートナー／公認会計士
藤田 由紀子	学習院大学法学部政治学科 教授

(2) 審議経過

- ・ 第 2 回委員会

令和 3 年 7 月 16 日 (金) WEB 会議にて開催

- ・ 第 3 回委員会

令和 3 年 7 月 29 日 (木) WEB 会議にて開催